

美里町学校給食費に関する条例施行規則（案）

美里町学校給食費に関する条例施行規則（平成27年美里町教育委員会規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、美里町学校給食費に関する条例（平成27年美里町条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校給食の申込み）

第2条 学校給食（以下「給食」という。）の提供を受けようとする条例第2条第1項に規定する児童生徒等（以下「児童生徒等」という。）の条例第3条第1項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は、学校給食申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

（給食の提供の決定）

第3条 町長は、前項の申込があったときは、その内容を審査し、学校給食決定通知書（様式第2号）により審査の結果を保護者等に通知するものとする。

2 保護者等は、前条の学校給食申込書の内容に変更が生じたときは、学校給食変更届出書（様式第3号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

（保護者に準ずる者）

第4条 条例第3条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1）未成年後見人その他の者で児童生徒等を現に監護するもの
- （2）その他保護者に準ずる者として町長が認めたもの

（給食費の額）

第5条 条例第3条第2項に規定する給食費の額（以下「給食費の額」という。）は、次の各号に掲げる月の区分に従い当該各号に定める額とする。

- （1）4月（その年度の最初の給食提供日が5月以降の日となるときは、最初の給食提供日の属する月）から翌年2月までの各月 別表第1に掲げる金額
- （2）翌年3月 別表第2に掲げる1食当たりの単価（以下「単価」という。）に、当該年度において給食を提供した回数に乗じて得た額（以下「年間の給食費の額」という。）から、前項に掲げる各月の給食費の額の合計額（以下「各月の給食費の額の合計額」という。）を控除した金額

（給食費の納期限等）

第6条 保護者等は、前条第1号で定める額を各月の月の末日（12月にあつては、25日）までに納付しなければならない。

2 保護者等は、年間の給食費の額が、各月の給食費の額の合計額を超えるときは、前条第2号の控除した金額（当該金額が100円未満のときは、切り捨てる。）を納入通知書を発送した日から15日を経過する日までに納付しなければならない

ない。

3 町長は、第1項又は前項に規定する納期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期限を定めることができる。

4 町長は、各月の給食費の額の合計額が、年間の給食費の額を超えるときは、前条第2号の控除した金額を、遅滞なく、還付しなければならない。

(給食費の額等の通知)

第7条 町長は、保護者等に対し、毎年の年度の初め（年度の途中から学校給食を提供する者にあつては、学校給食決定時）に、各月の給食費の額及び前条第1項に規定する納期限を通知するものとする。

2 町長は、第5条第2号の規定による控除した額及び前条第2項又は第4項の精算方法を、学校給食費の超過額（不足額）通知書（様式第4号）により、保護者等へ通知するものとする。

(給食の停止)

第8条 保護者等は、児童生徒等が病気、事故その他の理由により連続して6日以上給食の提供を要しない場合において、停止を希望する日の5日前までに学校給食停止申出書（様式第5号）に必要事項を記入し、町長に提出することにより給食を停止することができる。ただし、ふどうどう幼稚園及びこごた幼稚園にあつては、停止を希望する日の午前8時までに口頭による申出があつたときは停止することができる。

2 町長は、前項の申出があつたときは、速やかに給食の停止のための措置を講じ、学校給食停止申出書により給食を停止したときは学校給食停止通知書（様式第6号）により保護者等に通知することとする。

(給食の再開)

第9条 保護者等は、停止している給食を再開するときは、再開を希望する日の5日前までに学校給食再開申出書（様式第7号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の学校給食停止申出書により給食を再開する日を指定した場合において、当該日から給食を再開するときは、この限りでない。

2 町長は、前項の申出があつたときは、速やかに給食の再開のための措置を講じ、給食を再開するときは、学校給食再開通知書（様式第8号）により保護者等にあらかじめ通知するものとする。ただし、前項ただし書の場合にあつては、当該通知を省略することができる。

3 町長は、前条第2項の規定により、給食を停止したときは、停止した日数から5を減じた日数により第5条第2項を適用するものとする。

(給食の解約)

第10条 保護者等は、児童生徒等の転校、食物アレルギー、その他の理由により給食を解約するときは、解約を希望する日の5日前までに学校給食解約申出書（様式第9号）に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 当該年度の翌年2月までの間に前項の申出があったときの第5条第1号の給食費の額は、解約した日の属する月に係るものまでとする。

3 第5条第2号及び第6条第2項から第4項までの規定は、第1項の規定により解約があった場合について準用する。この場合において、第5条第2号中「翌年3月」とあるのは「解約した日の属する月の翌月」と、「当該年度において」とあるのは、「当該年度当初から解約日までの間に」と読み替えるものとする。

（職員への給食の提供）

第11条 第2条、第3条及び第5条から前条までの規定は、条例第2条に規定する職員（以下「職員」という。）に給食を提供する場合に準用する。この場合において、第2条中「条例第2条に規定する児童生徒等（以下「児童生徒等」という。）の条例第3条に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）」とあり、並びに第3条及び第6条から前条までの規定中「保護者等」とあるのは「職員」と、前条第1項中「児童生徒等の転校」とあるのは「当該職員の転勤及び退職」と読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、様式に所要の修正を加えて使用することができるものとする。

3 第1項に規定する職員には、職員の勤務日又は勤務時間により職員が属する教育機関で給食が実施される日のうち特定する日に限り給食の提供を受ける職員（以下「特定日給食職員」という。）は含まれないものとする。

（特定日給食職員への給食の提供）

第12条 第2条及び第3条の規定は、特定日給食職員に給食を提供する場合に準用する。この場合において、第2条中「条例第2条に規定する児童生徒等（以下「児童生徒等」という。）の条例第3条に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）」とあり、第3条中「保護者等」とあるのは「特定日給食職員」と読み替えるものとする。

2 前項の場合においては、様式に所要の修正を加えて使用することができるものとする。

3 特定日給食職員は、給食の提供を希望する月ごとに給食提供日届出書（様式第10号）に給食の提供を希望する日を記入し、給食の提供を希望する月の前月の20日までに属する教育機関を経由して町長に提出しなければならない。ただし、届け出た給食提供日の5日前までに申出があったときは、当該給食提供日を取り消すことができる。

(特定日給食職員の給食費)

第13条 特定日給食職員は、単価に、届出に係る給食提供日(学校給食が実施されなかった日を除く。)の日数を乗じて得た額を給食の提供を受けた月の末日までに納付しなければならない。

(臨時給食の対象者)

第14条 条例第2条第2項に規定する者(以下「臨時給食の対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 美里町が設置する小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校等」という。)に体験入学又は体験入園する者
- (2) 学校等で教育実習を受ける者
- (3) 学校等が実施する給食の試食を伴う行事に参加する者
- (4) 学校等のPTA、保護者会等が実施する給食の試食を伴う行事に参加する者
- (5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体が実施する給食の試食を伴う事業に参加する者
- (6) 宮城県教育委員会が実施する指導主事訪問に従事する者及び随行者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が提供することが必要と認める者

(臨時給食の申込み)

第15条 給食の提供を受けようとする臨時給食の対象者(団体の場合にあっては、代表者)は、給食の提供を受けようとする日の10日前までに学校給食申込書(臨時給食用)(様式第11号)を町長へ提出しなければならない。

(臨時給食の提供の決定等)

第16条 町長は、前項の申込があったときは、その内容を審査し、学校給食決定通知書(臨時給食用)(様式第12号)により審査の結果を申込者に通知するものとする。

2 前項の通知をする場合は、臨時給食に係る給食費の納入通知書を合わせて送付するものとする。

(臨時給食の給食費の額等)

第17条 臨時給食の給食費の額は、単価に申込みに係る給食提供日(学校給食が実施されなかった日を除く。)の日数(団体にあっては、更に人数)を乗じて得た額とする。

2 臨時給食費に係る給食費は、町長が指定する日までに納付しなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに納付期限の到来した給食費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日の前日までに改正前の美里町学校給食費に関する条例施行規則（平成27年美里町教育委員会規則第10号）第2条の学校給食申込書又は学校給食申込書（教員用）を提出し給食の提供を受けた者は、この規則による給食の申込み及び給食の提供の決定があったものとみなす。

別表第1（第5条関係）

区 分		給食費の額
幼稚園	完全給食	3,500円
小学校	完全給食	4,800円
中学校	完全給食	5,500円

備考

- 1 美里町学校給食調理施設条例（平成 年美里町条例第 号。以下「施設条例」という。）第2条に規定する北浦・中埴学校給食共同調理場の学校給食を調理する者にあつては、小学校の給食費の額を適用する。
- 2 施設条例第2条に規定する南郷学校給食センターの学校給食を調理する者にあつては、中学校の給食費の額を適用する。

別表第2（第5条関係）

区 分		単 価
幼稚園	完全給食	235円
小学校	完全給食	271円
中学校	完全給食	333円

(※) 単価は現在の単価で記載しています。平成30年度以降の単価は学校給食調理施設運営委員会の答申に基づき教育委員会で決定されます。

備考

- 1 児童生徒に提供する給食に係る単価が、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項において保護者の負担とされている額を超えるときは、保護者の負担とされている額とする。
- 2 町長は、児童生徒等の食物アレルギー等の理由で給食の一部停止があったときは、一部停止した部分に係る単価を減額することができる。
- 3 別表第1の備考1及び2は、この別表について準用する。

学校給食申込書

年 月 日

美里町長 殿

申込者（保護者等）

氏 名



住 所

連絡先

下記のとおり学校給食の提供を申し込みます。給食費は、美里町学校給食費に関する条例及び同条例施行規則に基づき、納付いたします。

記

1 学校給食を受ける園児・児童・生徒

氏 名	
生年月日	年 月 日
学校・幼稚園名	
学年・組	
入学・入園年月日	
食物アレルギー	有 無
食物アレルギー の内容	※ 具体的に記入願います。

2 学校給食を受ける期間

幼稚園・小学校・中学校に在園・在学する期間

学校給食決定通知書

年 月 日

様

美里町長



年 月 日付けで申込みのあった学校給食の提供について、下記のとおり提供することを決定しましたので、通知します。

記

1 学校給食を受ける園児・児童・生徒

氏 名	
生年月日	年 月 日
学校・幼稚園名	
学年・組	
入学・入園年月日	
食物アレルギー	有 無
食物アレルギー への対応の内容	

2 学校給食開始予定日 年 月 日

3 学校給食を受ける期間 幼稚園・小学校・中学校に在園・在学する期間

学校給食変更届出書

年 月 日

美里町長 殿

申込者（保護者等）

氏 名



住 所

連絡先

下記のとおり変更が生じたので、届け出ます。

記

1 変更が生じた園児・児童・生徒

氏 名	
学校・幼稚園名	
学年・組	

2 変更する項目 （ ）

3 変更の内容

変更前	変更後

学校給食費の超過額（不足額）通知書

年 月 日

様

美里町長



当年度の 月から 月までの各月分の学校給食費の合計額が、下記のとおり1食当たりの価額に学校給食を供した回数に乗じた額を超過（に不足）しましたので、通知します。超過（不足）した給食費は、下記により返還します（納付していただくこととなります）ので、併せてお知らせします。

記

1 学校給食対象園児・児童・生徒

氏 名	
学校・幼稚園名	
学年・組	

2 月から 月までの各月分の給食費の額の合計額 _____円

3 1食当たりの額 _____円×給食の回数_____回=_____円

4 超過額（不足額） _____円

超過額は、この通知書発送後、遅滞なく、返還いたします。なお、未納の給食費があるときは、超過額に係る債務と未納の給食費に係る債権を、未納の給食費の額と超過額のいずれか少ない額をもって相殺します。この場合において、納期限を異にする未納の給食費があるときは、納期限がこの通知の日に最も近いものから順次超過額に達するまでさかのぼって求めたものと相殺します。（相殺の明細は、別紙のとおり。）

不足額は、同封した納入通知書により同通知書に記載された納期限まで納付してください。

備考 4については、超過額若しくは不足額の発生又は相殺の有無に応じて所要の調整を加えることができる。

(別紙)

相殺の明細

相殺に係る未納の給食費の額	_____月分	_____円
相殺額		_____円
相殺後の未納の給食費の額	_____月分	_____円
相殺後の返還額		_____円

備考 相殺に係る未納の給食費の額が2以上の納期限に係るものがあるときは、月ごとに列記するものとする。

学校給食停止申出書

年 月 日

美里町長 殿

申出者（保護者等）

氏 名



住 所

連絡先

下記のとおり学校給食の提供を停止していただくよう申し出ます。

記

1 学校給食を停止する園児・児童・生徒

氏 名	
学校・幼稚園名	
学年・組	

2 学校給食を停止する日 年 月 日（ 曜日から）

3 学校給食を停止する理由

4 学校給食を再開する日 年 月 日

※ 不明の場合は記入しなくて構いません。

学校給食停止通知書

年 月 日

様

美里町長



学校給食を下記のとおり停止しますので、通知します。

なお、停止の申出において再開希望日を指定しなかった場合は、再開希望日が分かり次第、速やかに学校給食再開申出書を提出してください。

記

1 学校給食を停止する園児・児童・生徒

氏 名	
学校・幼稚園名	
学年・組	

2 学校給食を停止する日 年 月 日（ 曜日から）

3 学校給食を再開する日

学校給食再開申出書

年 月 日

美里町長 殿

申出者（保護者等）

氏 名



住 所

連絡先

下記のとおり学校給食を再開していただくよう申し出ます。

記

1 学校給食を再開する園児・児童・生徒

氏 名	
学校・幼稚園名	
学年・組	

2 学校給食を再開する日 年 月 日（ 曜日から）

3 食物アレルギー等の有無 有 ・ 無

4 食物アレルギー等の内容

学校給食再開通知書

年 月 日

様

美里町長



学校給食を停止している下記の園児・児童・生徒の学校給食を再開することとしましたので、通知します。

記

1 学校給食を再開する園児・児童・生徒

氏 名	
学校・幼稚園名	
学年・組	

2 学校給食を再開する日 年 月 日（ 曜日から）

学校給食解約申出書

年 月 日

美里町長 殿

申出者（保護者等）

氏 名



住 所

連絡先

下記のとおり学校給食の解約を申し出ます。

記

1 学校給食を解約する園児・児童・生徒

氏 名	
学校・幼稚園名	
学年・組	

2 学校給食を解約する日 年 月 日（ 曜日から）

3 学校給食を解約する理由

給食提供日（取消日）届出書

年 月 日

美里町長 殿

申出者 勤務先
職 名
氏 名

㊟

下記のとおり特定日給食を提供（取消）していただくよう届け出ます。

記

年 月分

提供を受ける（取り消す）日・曜日	提供を受ける学校・幼稚園名	備考
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		
日（曜日）		

※ 特定給食日の取消しは、特定日給食の提供を取り消す日の5日前までに届け出てください。

学校給食申込書（臨時給食用）

年 月 日

美里町長 殿

申請者 氏 名

住 所

連絡先

※ 団体にあっては団体名、代表者名
及び代表者の住所

下記のとおり学校給食を提供していただくよう申請します。

記

1 提供を希望する日

年 月 日から 年 月 日まで

2 提供を希望する学校名・幼稚園名 _____幼稚園・小学校・中学校

3 提供を希望する理由

4 提供を受ける者（団体が申請する場合のみ）

_____人 別紙名簿のとおり

学校給食決定通知書（臨時給食用）

年 月 日

様

美里町長



年 月 日付けで申請のあった学校給食の提供について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 提供の可否 可 否

2 提供する日
年 月 日から 年 月 日まで

3 提供する学校名・幼稚園名 _____ 幼稚園・小学校・中学校

4 給食費の額 _____ 円 × _____ 回 × _____ 人 = _____ 円

5 給食費の支払方法

同封した納入通知書により同通知書に記載された納期限まで納付してください。

6 提供しない場合の理由